

大原在宅診療所
訪問リハビリテーション事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 大原在宅診療所訪問リハビリテーション事業所（以下「事業所」という）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「事業」という）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、身体に機能的、能力的障害が生じた利用者及びその家族（以下「介護者」という）のおかれた心身の状態と生活状況に応じ、適切な訪問リハビリテーション計画の策定と実施を通じて、利用者の自立支援、介護者の介護負担の軽減、並びに居宅療養生活における不安を解消することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画を含む。以下同じ）を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

2 利用者の居宅における自立した生活に資するよう、また介護者の介護負担の増加防止・軽減に資するよう、利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な能力の維持もしくは獲得のために必要なサービスを妥当適切に行う。

3 事業所の従業者はサービスの提供に当たっては、親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

4 サービスの提供に当たっては、関係自治体、地域の保健・医療・福祉サービス及び他の居宅サービス事業者、地域包括支援センター等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

5 常に医師の指示に基づき、適切なサービス提供を行う。

6 サービスの提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行い、訪問リハビリテーションの指示を行った主治医、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等に対して情報提供を行う。また、地域の保健・医療・福祉サービス提供者との緊密な連携に努める。

7 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 大原在宅診療所 訪問リハビリテーション事業所

(2) 所在地 京都府京都市左京区下鴨西林町 6 上文堂ビル

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名 (医師)

管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。

(2) 従業者

① 医師 1 名以上

② 理学療法士 3 名以上

訪問リハビリテーション従業者（以下「理学療法士等」という）は、管理者の管理のもと、医師の指示に基づき、利用者の自立支援、介護者の介護負担の軽減、並びに居宅療養生活における不安の解消を目的とした適切な訪問リハビリテーション計画を策定し、その実施にあたる。また、必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供できるよう事業所内の調整、及び居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする（ただし、土曜日、日曜日、祝日、及び年末年始（12 月 30 日から 1 月 3 日まで）を除く）。

(2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までとする。

(訪問リハビリテーションの利用対象者)

第 6 条 サービスの利用対象者は、介護保険法における要介護認定（要介護 1～5）又は要支援認定（要支援 1・2）を受けた者で、医師が訪問リハビリテーションの必要性を認めた者とする。

2 前項にかかわらず、以下の各号に該当する者を優先的に受け入れる等、効率的かつ効果的なサービス提供体制の整備に努めるものとする。

(1) 身体機能・能力、日常生活動作（以下「ADL」という）、日常生活関連動作（以下「IADL」という）に障害がある者

(2) 適切な訪問リハビリテーションサービスの提供により、ADL 及び IADL の改善が見込める者

(3) 施設（病院、老人保健施設等）退院・退所後 3 ヶ月以内の者、又は新規に要介護・要支援認定を受けた者

(訪問リハビリテーションの事業内容)

第 7 条 医師の指示に基づき、利用者及び介護者のおかれた心身の状態と生活状況、並びに

利用者と家族の意向を踏まえて策定された訪問リハビリテーション計画に沿って、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行う。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、京都市中京区、左京区、北区及び上京区のうち、次に掲げる境界により囲まれた区域とする。

- (1) 東端：白川通（同通りを含む）
- (2) 西端：西大路通（同通りを含む）
- (3) 南端：四条通（同通りを含む）
- (4) 北端：岩倉学区及び上賀茂学区（両区域を含む）

（利用料等）

第9条 提供したサービスに対する利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（介護報酬の告示）によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に示された割合に応じた自己負担額を徴収する。法定代理受領以外のサービスであるときは、介護報酬の全額を徴収する。

2 通常の事業の実施地域内における訪問リハビリテーションの提供にかかる交通費は、原則として徴収しない。

3 費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について事前に詳細な説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

4 前各項のほか、その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度、利用者等に説明し、同意を得た上で実費を徴収する。

（緊急時における対応方法）

第10条 理学療法士等は、サービス提供中に利用者の状態に急変等が生じた場合は、必要に応じてその職域において実施可能な応急手当を行うとともに、速やかに主治医、緊急連絡先（ご家族等）、居宅介護支援事業者（担当ケアマネジャー）等への連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じるものとする。

（事故発生時における対応方法）

第11条 サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに主治医、家族、居宅介護支援事業者、関係行政機関等に連絡し、適切な措置を講じるものとする。

2 事業者は、自らの責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、速やかにその損害を賠償するものとする。

（苦情処理）

第 12 条 サービス提供に関し、利用者又はその家族等から苦情が寄せられた場合は、誠実、迅速かつ適切に対応し、必要な改善措置を講じるものとする。

2 行政等の指導又は監査等に伴う指摘、若しくは苦情等が生じた場合においても、これに誠実に対応し、迅速かつ適切な措置を講じるものとする。

（個人情報の保護）

第 13 条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切に取り扱うものとする。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。個人情報の保護・開示・取扱いに関する苦情等に関しては、「医療法人社団行陵会個人情報保護規程」に基づき適切に措置を講じるものとする。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、訪問リハビリテーションに関する記録を整備し、そのサービス提供を終了した日（完結の日）から 5 年間保存するものとする。

（衛生管理等）

第 14 条 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ行政機関等の助言、指導を求めるものとする。

（1）感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね 6 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（3）従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（虐待の防止）

第 15 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（身体拘束）

第17条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わない。

2 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を詳細に記録するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第18条 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定訪問リハビリテーション等の提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容（認定区分、有効期間、負担割合等）を確認するものとする。

3 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団行陵会が定めるものとする。

(附則)

この規程は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、2026 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、2026 年 8 月 1 日から施行する。